ARCADIA ICHIGAYA
SHIGAKU KAIKAN

アルカディア市ヶ谷
私学会館

Times PARKING

駐車場営業時間　7:00～23:00

⚠ 23:00～7:00は入出庫できません。営業時間外も下記料金が課金されます。

最大料金

7:00～21:00	￥3,000（2,728円+税）
21:00～7:00	最大料金はございません

基本料金

0:00～24:00 15分につき	￥330（300円+税）

割引サービス

ご宿泊の方	1泊 ￥1,000 ※駐車時間14:00～翌朝11:00まで	取扱場所 1Fフロントにて
会議・宴会場・写真室ご利用の方	4時間　無　料 以降15分につき ¥330（300円+税）	取扱場所 1Fフロントにて
レストラン・売店 540円(税込)以上ご利用の方	1時間　無　料 以降15分につき ¥330（300円+税）	取扱場所 会計時にて
レストラン・売店 1,100円(税込)以上ご利用の方	2時間　無　料 以降15分につき ¥330（300円+税）	取扱場所 会計時にて

- 駐車券をホテル内利用店舗（取扱場所）へご提示ください。
- 駐車場無料サービス時間を超えた場合は、有料となりますのでご注意ください。
- 時間割引の為、最大料金適用時には割引処理済駐車券を使用しても、お支払い金額が変わらない場合があります。

駐車券をお持ちください

お願い・ご注意

- マナーあるご利用をお願いいたします。
- 駐車場内における事故・災害・盗難については責任を負いかねます。
- 駐車券を紛失しないよう、お気をつけください。
  紛失した場合は、所定の料金をお支払いいただきます。

トラブルの際は、タイムズサービス（株）0120-77-8924

タイムズパーキング利用約款（抜粋）
Times Parking Terms and Conditions of Use

タイムズパーキング利用約款の全文は検索またはQRコードからご確認ください
タイムズパーキング利用約款 検索
Times Parking Terms and Conditions of Use, please use the QR code.
※QRコードは(株)デンソークエーブの登録商標です

「駐車することができる車両」「駐車料金」「駐車方法」「不正駐車」「利用者の賠償責任」の詳細については Webにてご確認ください。放置車両の取扱いについては下記をご確認ください。

タイムズパーキング利用約款

1. タイムズは、有償で駐車スペースを提供しており、車両の保管責任は負担しません。駐車時間は最長48時間までとします。
2. タイムズは、利用者が第三者の行為又は駐車場内の車両、積載物等に起因して被った損害等について責任を負いません。
3. タイムズ内に駐車することができる車両は、駐車スペースに収まる車両に限るものとします。
4. 駐車券を紛失した場合は、3万円を上限とした所定の駐車料金をお支払いいただきます。
5. 当社は、駐車スペース以外に駐車している車両等の移動、売却、廃棄その他の処分をすることができます。

放置車両の取扱い

(1) タイムズの利用者が、当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができるものとします。

(2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確知することができないときは、当社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。

(3) (1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。

(4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(5) 当社は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。

(6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(7) 当社は、所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ケ月を経過した後、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

(8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。

(9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。